

米子市立弓ヶ浜小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題の理解

いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こり得る問題です。また、いじめは子どもの心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や犯罪など、様々な問題を引き起こす背景ともなる深刻な問題です。さらに、最近のいじめは、携帯電話やスマートフォン、また、ゲーム機や音楽機器などの手軽にインターネットにつながる道具が身近にあることにより、一層見えにくいものになっています。そうしたいじめは、人権侵害であり、決して許すことのできないものです。また、命に関わる問題であるという危機感を持って本校では対応しています。

(いじめの定義)

いじめとは、児童等に対して、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。(いじめ防止対策推進法第2条より)

2 組織的・計画的に取り組むための組織

いじめ防止等の対策のための組織「弓ヶ浜小学校いじめ防止対策委員会」(以下「対策組織」という)を設置しています。

【対策組織構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談担当、該当担任等

* 必要に応じて関係機関と連携を図るとともに、対策組織への参加を依頼します。

○米子市教育委員会学校教育課 ○米子警察署 ○医療機関 ○児童相談所
○スクールカウンセラー ○家庭児童相談室 ○弓ヶ浜中学校 ○彦名小学校 等

〈役割〉

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の把握、定期的検証
- ② 教職員の共通理解と意識啓発
- ③ 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発・意見聴取
- ④ 教育相談や相談窓口の集約
- ⑤ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- ⑥ 発見されたいじめ事案への組織的な対応
- ⑦ 対策組織の取り組み状況及び、対応の記録
- ⑧ 重大事態への対応

〈具体的な取り組み〉

- ①年度初め、全教職員がいじめに対して共通の理解をもち、そのための取り組みに対して共通の認識をもち。
- ②各学期に「学校生活意識調査アンケート」を実施し、対策組織の会議を開催する。
- ③全教職員へ、会議の内容、今後の取組等を伝え、共通理解をして取り組む。
- ④年度末の対策組織の会議では、基本方針の見直しも行い次年度に生かす。

3 いじめの未然防止

児童がいじめに向かわないようにするために、以下のことに取り組みます。

〈いじめが起きにくい学校・学級風土をつくり出すために〉

- ①全職員が、確かな人権感覚を身につけ、児童の努力を認めたり、成長を喜んだりする言葉かけを行う。
 - 全職員が明るく元気なあいさつをする。 ○児童に寄り添った声かけをする。
- ②いじめの未然防止に組織的・計画的に取り組む。
 - いじめ防止年間指導計画の作成
- ③小・小、小・中がお互いを理解し合い、いじめの対応も一貫して行う。
 - いじめ防止基本方針を突き合わせ、共通実践事項等について協議する。
 - いじめの事実については、小中両校の該当担当が直接引き継ぎを行う。
- ④自己肯定感の高まる取り組みを日常的に行う。
 - 帰りの会で賞賛し合ったり認め合ったりする場を設定する。
 - 学び合いのある学習活動の充実
 - 児童会活動、地域交流や経験活動の充実
- ⑤保護者との連携を図り、児童の規範意識を養うための指導などの、いじめ防止等のための取り組みを推進する。
- ⑥保護者にいじめ防止基本方針の取り組みについて伝えることで、意識啓発を図る。
 - PTA総会や参観日等の機会を利用して取り組みを伝える。
- ⑦登下校見守り隊・スポ少指導者・学校支援ボランティアなど、日頃より子ども達と接していただいている地域の方々と連携・情報共有を密にしながら、いじめ防止等の取り組みを推進する。

〈いじめをしない許さない児童を育てるために〉

- ①道徳を始めすべての教育活動を通して、互いに認めあい高めあえる人間関係の構築に努める。
- ②授業や行事の中で、児童が安心でき、自己肯定感や自己有用感を感じられる居場所づくりに努める。
 - 課題を抱えている児童に寄り添う。 ○小グループでの学び合い
 - 間違ったり失敗したりしても笑われない学級づくりを行う。 ○縦割り活動の充実
- ③人権教育を充実させ、いじめの問題性に気づき、考え行動できる児童の育成に努める。

- 9年間の成長を見通した人権教育年間計画の作成 ○人権作文
- ④いじめの未然防止の視点で各教育活動の年間計画を見直し、学年・学校・校区で共通した取り組みを充実させる。
 - のびのびタイム（仲よし遊びの日）の設定
- ⑤学級力会議・話し合い活動を基盤とした自治力の向上を図る。
- ⑥児童の主体的な活動を支援する。
 - 児童会による「いじめ〇運動」の支援
- ⑦情報教育や学活で、情報モラル教育の充実を図る。
- ⑧コミュニケーション能力を育てる機会や場の設定の取り組みを充実させる。
 - 1分間スピーチ ○お話ピンポン ○各教科における言語活動の充実
- ⑨計画的・継続的に異学年交流・保幼小交流・小小交流・小中交流を設定し、自己有用感を高める活動を経験でき場をつくるなど絆づくりの推進に努める。
 - 年長児と1年生との給食交流、昔遊び ○年長児と1年生・5年生との学校探検
 - 縦割り遠足 ○縦割り遊び ○縦割り運動会
 - 親善水泳大会 ○児童会と生徒会の交流

4 いじめの早期発見

普段から子ども達に「何か気になることがあれば、一人で悩まず誰か（先生・友だち・家族等伝えることができる人）にすぐ相談してほしい」ことを伝えています。何らかの問題があることが判明した場合、「いじめなのかかもしれない」「いじめに発展するかもしれない」という視点に立ち、学校としてただちに対応するよう努めています。

<ささいな変化に気づく取り組み>

- ①児童との会話をできるだけ多くし、様子を注意深く観察する。
- ②定期的に教育相談を行い、児童・生徒の声に耳を傾ける。
 - 学期に1回（5月、10月、2月）教育相談を行う。
 - 教育相談前には、アンケート調査もあわせて行い、児童生徒が相談しやすい環境を整える。
- ③調査結果の考察から実態を見る。
 - 年2回Q-U調査を行い、分析結果を活用する。（5月・11月）
- ④保健室・スクールカウンセラーの利用について児童生徒・保護者に周知し、あわせて相談電話などについても伝える。
- ⑤家庭訪問、家庭連絡などをこまめに行い、いじめの早期発見に努める。

<気づいた情報を確実に共有する取り組み>

- ①日常的に情報を共有する場を設ける。
 - サポートミーティング（子どもを語る会）の実施
 - 子どもについての情報は、連絡会で共有する。

<保護者の方へのお願い>

家庭や地域でのこと、放課後のスポーツ活動や習い事等、学校では見えてこない、伝わってこないこと等があるのも事実です。学校外のことでもかまいませんので、保護者の方でお子さんの人間関係で困ったり悩んだりしておられる方や、心配なことや気になることがある方がおられましたら、学校に遠慮なくご相談ください。

5 いじめへの対処（早期対応・早期解決）

- ①いじめに係る情報を入手したものは、生徒指導担当を通して対策組織に連絡をする。
- ②いじめを目撃した場合は、その場でその行為を止めることを最優先する。
- ③得られた情報からいじめであると判断した場合は、対策組織が中心となって必要に応じて関係者を招集し、いじめ対策ケース会議を開催する。被害者対応班、加害者対応班、間接対応班などの組織的対応の基本的な流れを設定する。あわせて関連機関との連携が必要な場合は速やかに連絡を取る。
- ④事実確認を行い、いじめた児童、いじめられた児童、いじめを見ていた児童に対して、それぞれの立場の児童の心に寄り添った支援や助言をしていく。
- ⑤事案に関係する情報を全職員で共有する。
 - 職員連絡会の中で共通理解の時間を持つようにする。
- ⑥いじめ対策ケース会議を開き、本事案に対する学校としての対応方針を決定する。
- ⑦いじめられている児童の保護者・いじめている児童の保護者の双方に直接会って、事実とともに改善へ向けた学校の指導方針を伝えるとともに、早期解決に向けて協力を求める。
- ⑧早期に解決に至らなかつたり、解決が困難な場合は、対策組織で協議し、必要に応じて、教育委員会に相談したり、関係機関と連携を図る。
- ⑨ネットへの、不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、米子市教育委員会・警察と連携し、直ちに削除する措置をとる。
- ⑩事案における確認した事実や、対応等については、対策組織が中心となって時系列で記録する。
- ⑪児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

いじめ防止等における対策組織の役割

